

# 令和7年度人権啓発新聞広告及びインターネット広告事業業務委託仕様書

## 1 趣 旨

人権週間（12月4日～10日）を契機として、様々な人権問題に対する関心を喚起し、県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、新聞広告及びインターネット広告を実施する。

## 2 委託業務名 令和7年度人権啓発新聞広告及びインターネット広告事業

## 3 委託業務内容

以下の業務を行うこと。

### (1) 広告の作成

- ・すべての人々が、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現を目指す内容とする。
- ・県民一人ひとりが、様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、日常生活の中で活かせる人権感覚を身に付けることにつながる内容とする。
- ・人権週間が12月4日から12月10日までであるようにすること。
- ・岡山県人権啓発シンボルマーク及びキャッチフレーズを使用すること（別記参照）。
- ・岡山県・岡山県教育委員会・岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会による広告であることが分かるようにすること。
- ・作成に当たっては、「第5次岡山県人権政策推進指針」（岡山県県民生活部人権・男女共同参画課のホームページに掲載 <https://www.pref.okayama.jp/page/708311.html>）を参考にすること。
- ・校正回数は委託者の指示する回数とする。

### (2) 広告の実施

#### ア 新聞広告

##### ①掲載紙、掲載日及び掲載回数

掲載紙	掲載日	広告の規格等
山陽新聞 (朝刊)	・全掲載回数：2回 ①令和7年12月4日 ②令和7年12月5日から令和7年12月10日までの期間のうち、1日 ・新聞紙面の確保は受託者が行うこと。	①カラー半5段 ②モノクロ半3段

##### ②掲載日ごとのテーマ内容

- ・12月4日(木)掲載分は、「人権週間」が始まることを周知する内容とし、人権問題全般をテーマとする。
- ・12月5日(金)から10日(水)の掲載分は、「同和問題」を取り上げるものとする。

## イ インターネット広告（バナー広告）

### ①広告媒体、配信期間が広告の規格等

広告媒体	配信期間	広告の規格等	目標配信回数
Google	令和7年12月4日から 令和7年12月31日まで	バナー広告用の画像を 2種類以上作成 ・テーマ 「性的少数者(LGBTQ)」	広告の表示回数、 クリック数、 クリック率・ク リック単価など 適切なKPIを提 案し、県と協議 のうえ設定する こと。

### ②広告条件

- ・アカウントは受託者において新規に作成し、契約期間終了後、速やかに削除するものとする。
- ・岡山県内からアクセスしているユーザ及び居住しているユーザに限定し表示するエリアターゲティングを設定すること。
- ・閲覧者が広告をタップすると委託者が指定するWEBページに移動するよう設定すること。

## ウ インターネット広告（動画広告）

### ①広告媒体、配信期間及び広告の規格等

広告媒体	配信期間	広告の規格等	目標配信回数
YouTube	令和7年12月4日か ら令和7年12月31日 まで	10～15秒の動画広告 を作成 ・テーマ 「障害のある人」 「インターネット」	広告の表示回数、 クリック数、クリッ ク率・クリック単価 など適切なKPIを提 案し、県と協議のう え設定すること。

### ②広告条件

- ・アカウントは受託者において新規に作成し、契約期間終了後、速やかに削除するものとする。
- ・岡山県内からアクセスしているユーザ及び居住しているユーザに限定し表示するエリアターゲティングを設定すること。
- ・広告用の動画データ2種類は、上記期間内に切り替えて使用すること。
- ・タレント起用での作成やアニメーションを使用しての作成も可とする。

### (3) インターネット広告のデータの収集・分析（効果測定）

- ・事業効果を把握するために必要な効果検証方法を検討のうえ、概要や考え方を踏まえて提案すること。
- ・インターネット広告を配信するために必要な設定を実施し、広告の実施状況を確認

するための閲覧権を委託者に付与すること。付与することが難しい場合は、別途対応案を示すこと。

- ・インターネット広告の配信に当たっては、広告の表示回数、クリック数、クリック単価、閲覧者の属性（性別、年代、地域等）、その他必要と思われるデータなど、配信結果の分析に必要なデータを収集すること。
- ・配信結果を分析し、広告媒体の変更等の具体的な改善点を報告すること。

**4 契約期間** 契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

**5 事業費** 3,693,250円以内  
(うち消費税及び地方消費税の額335,750円)

## **6 成果品の納品等**

(1) 最終的な実施状況については、配信期間終了から1か月以内に報告すること。なお、報告書には次の内容を含むものとする。

- ・事業概要
- ・事業内容及び成果
- ・インターネット広告に係る改善点等、総評となる内容

(2) 作成した新聞広告の電子データ(PDFファイル)及びインターネット広告用に作成した電子データを委託者に提出するものとする。(電子メールによる送付可)。

## **7 精算**

本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。

## **8 その他**

(1) 提案は、各者1案とする。

(2) 作成した新聞広告及びインターネット広告の著作権は、委託者に帰属するものとする。よって、広告にイラスト・写真など他の著作権者・肖像権者があるものを使用する場合は、権利の処理を受託者が行うこと。また、作成した画像及び動画について、今後、委託者が一部分を切り取るなどして使用する可能性があるため、使用不可の部分がある場合は、納品時に委託者に報告すること。

(3) 受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じた場合は、その都度委託者と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。

(4) 委託者は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

(5) 実施に当たっての詳細な事項については、委託者・受託者で協議を行い、決定するものとする。

(6) 別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に該当する項目があれば遵守すること。

<別 記>

1 人権啓発シンボルマーク

<モノクロ>



岡山県人権啓発シンボルマーク

<カラー>



岡山県人権啓発シンボルマーク

2 キャッチフレーズ

「ひろげよう あふれる笑顔と 思いやり」

(別紙1)

## デジタルプロモーション実施時における留意事項

岡山県人権・男女共同参画課

岡山県と受託者で協議の上、以下の業務を行うこと。

### 1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務用に導入した Google Analytics 又は各事業担当課で導入している Google Analytics (以下「本業務用 Google Analytics」という。) 上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートにてその結果について、要因・改善策を必ず記載すること。
- (2) 各種アカウント作成時には、内容について岡山県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を岡山県に譲渡すること。

### 2 岡山県 Google タグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、各種計測タグ、リターゲティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、岡山県が別途指定する「岡山県 Google タグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「岡山県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を岡山県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について岡山県の承認を得ること。また、「岡山県 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を岡山県に譲渡すること。

### 3 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」で事業効果を取得するため、岡山県が別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に岡山県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「岡山県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

### 4 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、岡山県公式の MCC (マイクライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるリマーケティングリストを設定し、岡山県公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、岡山県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

## 5 SNS広告を利用する場合

- (1) 岡山県公式SNSのビジネスマネージャーや岡山県が別途指定するSNSページに広告アカウントをリンクすること。
- (2) SNS広告を展開する場合は、岡山県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (3) ウェブサイト訪問者に対するSNSのリマーケティングの設定を行うこと。

## 6 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 岡山県が今後もデジタルプロモーションを行うことを考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること
- (2) YouTubeを利用する場合は、作成した動画は岡山県が運営するYouTubeチャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEO対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータを分析するため、又は効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合はYouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。